

八峰風力開発株式会社「(仮称)八峰風力発電所環境影響評価書」  
に係る確定通知について

平成28年12月15日  
経済産業省

当省は、八峰風力開発株式会社「(仮称)八峰風力発電所環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、八峰風力開発株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた八峰風力開発株式会社は、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 環境影響評価方法書に対する<br>経済産業大臣勧告 | 平成24年11月30日 |
| 環境影響評価準備書受理               | 平成26年7月29日  |
| 環境影響評価準備書に対する<br>経済産業大臣勧告 | 平成26年12月26日 |
| 環境影響評価書受理                 | 平成28年11月30日 |
| 環境影響評価書確定通知               | 平成28年12月15日 |

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話03-3501-1742(直通)